

事務所通信



Vol. 10 2014.8.1 発行

西村泰成行政書士事務所

〒524-0013

滋賀県守山市下之郷1-6-47

(ららぽーと守山さんから徒歩1分)

電話：077-532-7123

FAX：050-3730-6464

メール：n-gyousei@gaia.eonet.ne.jp

成年被後見人は遺言書の作成はできるの？

成年被後見人（判断能力が全くない方）は、判断能力が一時回復したときであれば、遺言書を作成することができます。

この場合、医師二人以上の立会が必要で、判断能力を欠く状態ではなかった旨を遺言書に付記しなければなりません。

また、被後見人が、後見人がそれまで行っていた財産管理の収支計算終了前に後見人またはその配偶者や直系卑属（子や孫など）の利益となるように遺言をしたときは、その遺言は無効となります。

*直系血族、配偶者または兄弟姉妹が後見人である場合は上記の制限はありません。

ちなみに、

被保佐人（判断能力が著しく不十分な方）、被補助人（判断能力が不十分な方）は単独で有効な遺言をすることができます。



成年後見相談窓口

成年後見に関するご相談は当事務所の他に、下記での電話相談も可能ですのでご紹介します。

○一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター 本部（日本行政書士会連合会館内）
平日 13：00～16：00 まで ☎0120-874-780

○一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター 滋賀県支部（滋賀県行政書士会館内）
平日 9：30～17：00 まで ☎077-523-4610

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターとは全国の行政書士のうち、成年後見に関する十分な知識・経験を有するものを正会員とする一般社団法人です。ご高齢の方、障がいのある方が、その人らしい自立した生活が安心して送れるよう、財産管理、身上監護を行ってサポートいたします。

編集後記

皆様は、今年の「土用の丑の日」にうなぎを召しあがりましたか？
うなぎの取りすぎで、数が減り、世界中で絶滅が心配され、将来うなぎが食べられないかも、とニュースでも取り上げられていました。

そこでのわかに注目を集めているのが「ナマズ」だそうです。実は東南アジアではよく食べられているようで、身もやわらかく、うなぎに似ておいしいのだそうです。

そのうち近所のスーパーや魚屋さんでも、「ナマズのかば焼き」が売られる日もくるかも知れませんね。

事務所のご案内

営業時間：月～金 9時～17時（休日・時間外対応可能です）

業務内容：成年後見、遺言、相続、他

相談予約：ご相談の場合は事前にご連絡いただくとありがたいです

所属団体：滋賀県行政書士会、コスモスしが、守山商工会議所

